

2025 年 10 月 30 日

東京中央食品株式会社
代表取締役社長 狩野憲彰

出生時の育休制度「チャイルド 31(サーティワン)」の新設

東京中央食品株式会社(代表取締役社長 狩野憲彰、以下 当社)は、従業員が安心して育児に参加できる環境づくりを進めるため、新たに出生時育休制度「チャイルド 31(サーティワン)」を新設いたしました。性別にかかわらず社員一人ひとりが家庭・育児・仕事を両立できる職場づくりを目指し、柔軟な働き方の支援や意識改革を進めてまいります。

■ 制度新設の背景

当社ではこれまでも、育児休業や時短勤務など、仕事と家庭の両立を支援する取り組みを進めてまいりました。社会全体で男性の育児参加が求められる中、子どもの出生直後のサポート機会をより確保できるよう、「出生時育児休業」制度 28 日間に加え、当社独自の特別有給休暇 3 日間を付与する制度を新設しました。この制度を通じて、性別に関わらず、全従業員が育児に主体的に関わることができる風土づくりを推進してまいります。

■ “チャイルド 31(サーティワン)”制度名に込めた思い

“出産・退院後、最初の 1 ヶ月を、家族みんなで支え合いながら、明るい未来を見据えて、共に過ごしてほしい” という思いが込められています。気持ちに余裕を持ち、積極的に育児に関わることを会社として後押しするメッセージです。「まずはこの制度をきっかけに短期間でも家族を支える時間に専念してほしい」、その一歩が中長期の育児休業へとつながっていくことを期待しています。

■ 制度概要

対 象 者	配偶者が出産した従業員(勤続 1 年以上の雇用保険加入者)
取得期間	子の出生後 8 週間以内
内 容	出生時育児休業(最長 28 日) + 特別有給休暇(3 日)

